し、共有する必要があるが、多くの情報は個人的なものであり、微妙な問題を含んでいる。この情報を入手したり共有したりする必要性については、個人のプライバシーが尊重され情報利用について知らされるという、個人の権利とのバランスが衡量されなければならない。

1998 年のデータ保護法（旧 1988 年のデータ保護法）は、コンピューター、ビデオテープ、手書き等あらゆるタイプの個人情報に適用される。

Trust と、Trust にある個人情報にアクセスできるすべての人は、本法を遵守する法的義務を有している。

4．定義

データ：コンピュータが処理する、磁気メディア上あるいは関連するファイリングシステム中の情報。

個人データ：直接及び付加的な情報によって、生存している人を特定することのできるデータ。付加的な情報とは、データを処理する人のこと、あるいは、その人の所有することになりそうな情報である。

関連するファイリングシステム：個人の特定部分の詳細が容易に選択できるよう、個人に言及して、あるいは個人に関する基準で、まとめられた情報。

処理：入手された瞬間から破壊されるまで、考え付く利用方法のほとんどすべて。

個人：Trust が所有する個人情報に関する本人。たとえば、患者、スタッフ、訪問者、契約者。

第三者情報：データの対象者以外の人物に関する情報。

微妙な情報：人種的な意味での出自、政治的見解、信仰する宗教、所属する労働組合、身体あるいは精神疾患、性生活（性的指向も含む）、犯罪行為及び被疑事実、犯罪に関する訴訟手続。

データ監督者：特定の情報について責任を有する者。データ監督者については、付属 1 を参照。

5．データ保護原則

5.1.個人情報は公正に合法的に処理されなくてはならない

5.1.1.この原則に従って、情報提供者を偽網したり、誤解させたりせずに、情報を入手しなくてはならない。情報は可能であれば常に同意を得て入手されなければならない。5.1.2.や 5.1.3.で説明するように、情報が自由に得られる場合には同意があることを意味する。

5.1.2.多くの場合 Trust によってあるいは Trust のために情報が入手されていることは明確であるが、疑義が生じうる場合にはこの点が明らかにされなければならない。

5.1.3.すべての場合において、情報提供者は、情報が必要な理由となんのために利用されるかの説明を受ける。これには、情報を共有する相手、特に他のエージェント名が含まれる。

この情報は口頭かパンフレット様式で提供される。
5.1.4.この原則に従って、情報はデータの対象者が使いこなせる言語で伝えられる。

5.2.個人データは規定された１つ以上の目的のために入手される
5.2.1.個人は、情報が入手される理由を知る権利がある（5.1.3.参照）。ある目的のために入手された情報は、本人の同意がなければ他の目的のために利用できない。研究目的の情報については７章を参照。
5.2.2.付加的な条件は、微妙な情報（定義を参照）の利用の際に適用される。患者に関する微妙な問題を利用する際には可能であれば常に明確な同意が求められる。同意を得ることが可能でない場合であっても、情報の入手と利用が可能な場合がある。

- データの対象者の重要な利益を保護するために必要であれば、重度精神障害者の多くの場合。
- 法に従って、法律上拘束されている患者の場合にも適用されることがある。
- 医療目的で必要なとき

5.2.3.患者の微妙な問題の情報以外を利用する際にも常に同意は必要である。同意が得られないとき（雇用の際など）、拒否の結果が説明されなくてはならない。

5.3.個人データは目的のために適切であり、関連性があり、過度であってはならない
5.3.1.個人情報の入手や利用を行うすべての者は、情報が求められている理由を念頭におき、関連のある十分な情報だけを入手しなくてはならない。
5.3.2.付加的な情報が自発的に提供される場合、記録してはならない。

5.4.個人データは正確で最新のものでなくてはならない
5.4.1.個人情報の入手や利用を行うすべての者は、情報の正確性を確保するために合理的な段階を踏む法的義務がある。不正確な情報や古い情報の利用は、特に臨床的な情報であれば重大な結果をもたらしうる。
5.4.2.手書きであろうと、コンピュータであろうと、情報の記録の際には、事実と意見を区別するよう注意しなくてはならない。
5.4.3.精神疾患を有する者が情報提供する際の、情報の記録には情報源を明記する。
5.4.4.ある状況では、不正確であるとわかっている情報を記録する必要があるであろうが、この場合、情報を入手した者がこの効果について一言加えなければならない。
5.4.5.最新情報である必要性の判断は、情報の目的に沿って考慮しなければならない。

5.5.個人データは、目的に必要である期間以上に保管されてはならない
5.5.1.情報は、記録の保有について健康政策局が特定した期間保存される。

5.6.個人データはデータの対象者の権利にそって処理される
データの対象者の権利については、6章で述べる。

5.7.情報の保護のための、適切な方法がとられる
5.7.1.方法については、Trustの“ＩＭ＆Ｔ安全方針”で述べられているが、認可されていない開示、損失、破壊から情報を保護するのに適した方法をとる。
5.7.2.個人情報の入手や利用を行うすべての者は、自分の保有する情報を保護する責任を有している。これらの手段は次のことを含む。情報交換のガイドラインを守ること、個人情報を含むファイルが安全な場所に保管されていることを確認すること、関連するTrustの方針を念頭におきそれに従うこと。

5.8.個人データは適切な保護を受けてＥＥＣ諸国の外へ伝達される。
5.8.1.個人情報をＥＥＣ諸国外に伝達する際には次のような条件が満たされる必要がある。
5.8.2.伝達の目的は、情報の受け手に対して明確にされる。
5.8.3.目的のために必要最小限の情報が伝達される。
5.8.4.情報は、対象者の同意を得て伝達されるか、これが可能でない場合や同意が保留とされる場合には、対象者の重大な利益を保護するために伝達が必要とされる（たとえば、患者が送還される場合、患者が情報伝達に同意しないとしても、患者の状態と治療についての情報を伝達する必要があるであろう)。

６．データ対象者の権利
6.1. 個人情報へのアクセス
6.1.1. すべてのデータの対象者（定義参照）は、個人データがTrustによってTrustのために処理されているかどうか、そしてそうであるなら次のようなことが、文書でデータ監督者（定義参照）によって知らされる権利がある。

- 個人データ
- 情報を入手し利用する目的
- 情報を共有する機関

6.1.2.すべてのデータの対象者は、わかりやすい方法で個人情報のコピーを受け取る権利がある。
6.1.3.アクセス要求の手続きは、付録２に譲る。それに続くプロセスを示すフローチャートは８章である。

6.2.不正確なものの訂正
6.2.1.データ保護法は、不正確であったり誤解があったり、あるいは意見が不正確な情報に基づいていれば、情報は不正確であると定義している。

6.2.2.データの対象者は不正確な情報を訂正したり、不正確な情報による意見を見直す権利を有している。
6.2.3. データの対象者がデータの正確性について疑義を申し立てるとき、常に、完全で迅速な調査が求められる。データの正確性に対する疑義申立ては通常は文書で行われるべきであるが、データの対象者本人が調査を行う場合や、個人の特定性には疑いがない場合には、申し立ては可能である。
6.2.4.問題解決のために合理的な手段がすべてとられるべきで、データの対象者はいかなる訂正についても知らされなければならない。改善が不可能である場合、要求された変更が明らかに不正確である場合には、記録には注釈をつけ、データの対象者はそれに従ってアドバイスを受けなくてはならない。
6.2.5.訂正が不可能で、データの対象者が結果について満足していない場合には、必ずTrustのデータ保護担当者に連絡しなければならない。
6.2.6.データの対象者は、結果に満足していない場合、裁判所に訂正を求める訴訟提起権を有している。

6.3.賠償
6.3.1.本法による権利侵害の結果、現実に損害を被ったり苦痛を与えられた場合には、データの対象者は、裁判所に対して賠償を請求することができる。

7． 研究
7.1.研究目的の情報利用に関する条件
7.1.1.研究利用の情報はすべてデータ保護の８原則（5章参照）に従って入手されたものでなければならず、特に情報提供者が情報目的について認識していたものでなければならない。
7.1.2.微妙な情報が研究目的で利用される場合には、個人の明確な同意が得られていなければならない（5.2.2参照）。
7.1.3.良心的な行為基準に照らして、研究に利用される情報は可能であればいつでも匿名でなければならない。
7.1.4.処理（あるいは今後の処理）が研究目的のみであり、また、以下の条件が満たされる場合には、本法は、個人情報が、もともと入手された目的以外にも、研究目的で利用されることを認める。
7.1.5.研究によって得られた情報が、特定の人に関する方策や決定をサポートするのに利用されず、
7.1.6.情報が、データの対象者に実体的な損害や苦痛となっている、あるいは、なる可能性があるような処理をされておらず、
7.1.7. 7.1.3.から 7.1.5.で述べられているような研究目的の情報が、無期限に保存される

可能性がある場合。
7.1.8.研究結果や統計結果が個人を特定する形で入手されない場合には、対象者のアクセスが許可されてはならない。
7.1.9.コンピュータ上であろうと手書きの記録であろうと、研究データは、許可されていない開示や変更や消去を防止するために十分に保護の対象になっていなければならない。

8．不服申立て手続き

本方針によって保護される問題に関して、不服申立ては、Trust の不服申立て手続に従って行われる。それに加えて、すべての不服申立ては、Trust のデータ保護担当者（現在の情報保護や教育担当）に回されなければならない。担当者は適切なアドバイスをするであろう。

（付録１）

［情報システム］	［データ監督者］
人的資源システム	人的資源担当責任者
財政システム（経理と給与）	財政担当責任者
患者担当　（ブロードモア）	医事記録担当責任者
Psymon（London 自治区のひとつ Earling）	情報担当責任者
医薬品（薬物と保管管理）	薬剤師
患者の金銭（Harlequin）	上級財政会計士
安全システム	安全担当責任者
看護師名簿（ＮＳＳ）	看護サービス担当責任者
活動のモニタリング（ＯＴ／ＲＳ）	作業療法・リハビリサービス担当責任者
人事システム	レセプション担当責任者
隔離モニタリング	看護サービス担当責任者
不服申立てモニタリング	看護サービス担当責任者
登録（スタッフ訓練マネージメント）	リスクマネージメント担当責任者
供給システム	供給担当責任者
ケータリング（メニュー作成と計画実行）	ケータリング担当責任者
不動産管理システム	不動産と施設担当責任者

（付録２）対象者のアクセス要請に関する手続

（付録３）医事記録開示フローチャート

生存している人物に関する記録についての申し込みか？

No→故人に関するアクセス手続を参照

Yes→文書による申し込みか？

No→情報不足を補足してもらうために申込者に返却

Yes→申込者は、記録にアクセスする権利を有しているか（同意の有無など）

No→情報不足を補足してもらうために申込者に返却

Yes→申込者の個人特定はされているか？

No→情報不足を補足してもらうために申込者に返却

Yes→申込みの中で関連するエピソードが特定されていたか？

No→情報不足を補足してもらうために申込者に返却

Yes→第三者を特定するデータは開示されないかどうかチェックされたか？

Yes→記録がデータの対象者に苦痛を与えないかどうかチェックされたか？

No→臨床の専門家が記録をチェックし、全面開示に同意するか、（理由をつけて）保留する項目を特定する

Yes→耐久コピーが必要か？

No→時間の調整と規約の説明

Yes→エピソードは過去 40 日以内に記録に入っているか？（支払いが課されない）

No→適切な支払いがなされているか？

Yes→申込みから 40 日以内にコピーを渡す

故人に関する記録についての申し込みか？

Yes→文書による申し込みか？

No→情報不足を補足してもらうために申込者に返却

Yes→申込者の個人特定はされているか？

No→情報不足を補足してもらうために申込者に返却

Yes→申込者は、記録にアクセスする権利を有しているか（記録から生じる申立てなど）

No→申込をお断りする

Yes→アクセス要請は 1991 年 11 月以降か？

No→1991 年 11 月以前の記録へのアクセスを保障する法的義務はない。しかし、これは臨床家の裁量による。

Yes→第三者を特定するデータは開示されないかどうか医療従事者がチェックしたか？

No→医療従事者が一度チェックして開示に賛成すれば、申し込みが進む

Yes→耐久コピーが必要か？

No→エピソードは過去 40 日以内に記録に入っているか？

（最下列左）Yes→コピーを渡す。コピー代と郵送代の、リーズナブルな支払いを課す。

（下から 2 列右）No→40 日以内にアクセスさせる。10 ポンドの支払いを課す。
（最下列右）Yes→申込から 21 日以内にアクセスさせる（支払いは課さない）

資料３

翻訳：林　美紀

一般情報共有に関するプロトコール案

訳注：本文中の“＿＿＿(下線)”や“？？？”、イタリック文字は、そのまま記述しています。

１．１範囲

1.1.1.本プロトコールは、複数のエージェンシーが市民の求める公共サービスの供給に協力するため、情報の共有を推進し管理を行うことを目的とし、1.2.に詳細を示したエージェンシー間の取決めである。

1.1.2.プロトコールは＿＿＿地方議会地域の住民すべてに適用される。リストにあるエージェンシーにコンタクトをとるであろう人や、＿＿＿地域以外の住民には適用されない。

1.1.3.これは、支配的な一般プロトコールであり、？？？章に掲げた目的のための情報共有について保護し、これらの機関が情報を共有する必要があるときに採用されるであろう一般原則や手続きから構成されている。

1.1.4.付属として、特定の適用に関するそれぞれのプロトコールを添付するが、これは、特定の適用に関して詳細な取決めを記したものである。

１．２．プロトコールの名宛人

？？？

１．３．背景

1.3.1.公共政策の目的とは、市民が、必要としている公共サービスを受けること、サービスを行う機関が提供されるサービスの質を下げてはならないこと、である。つまり、エージェンシーには、明らかに、個人個人特有の状況に適するサービスを有効に効率的に提供することが求められる。パートナーエージェンシーとの個人についての情報共有は、その個人に対して、協力して一体となったサービスを提供するために、非常に重要である。

1.3.2.活動する上でも管理する上でも、情報共有には、実際上また感覚的にも障害が存在している。これらは、満たされるべき法的要請や倫理基準に関係している。しかし、そのような障害は、個人的な、専門家内の、機関内の、不信感によるものであったり、個人情報への責任に対する心配であったり、可能にするメカニズムの欠如であったり、技術的な問題であったりする。コミュニケーション技術の稚拙さや、言語の問題における誤解といった問題によって、情報共有の価値が低下してくることもある。このような障害は、情報が共有される状況の下では、その状況に対する不安や不安定感につながったりする。

1.3.3.これらの責任感や不安について、機関は、エージェンシー間のプロトコールや契約書

を作成するようアドバイスを受けたり、境界線を横断するようなスムーズに移動できるような手続きや、適切な訓練をとったりして、効果をあげている。

1.3.4.それぞれのプロトコールは、発展に協力すべく方向性を定めるグループが設立されたことによって推進され、発展してきた。その代表は

- _____地方議会、（社会サービス、教育、住居？？？）部
- Caldicott Guardians を含む、健康サービス機関
- 警察
- 保護観察局
- ボランティア部門

1．4．沿革

1.4.1.今までのところ、情報共有に関するプロトコールの発展は、共同して行われず、それどころか、個人のイニシアチブや個人への適用の必要性があったために、先延ばしにされていた。たとえば、**1998 年犯罪および争乱法**（Crime and Disorder Act　1998）などが例である。標準的なアプローチに関する同意や、フォーマットもなく、一般手続きや資料も採用されていない。

1.4.2.このようなプロトコールの発展は、政府外で、2005 年までに公共セクターのすべてと一般との電子取引を可能にするという要請があったために、その要請が優先されていた。この目標達成には、"政府ジョイント"という視点を実現させるため、情報共有の範囲内で、利害関係のある者の間の正式な合意が必要である。

1.4.3.改良発展エージェンシー（I&DeA）は、政府ジョイントを達成するために、地域の関係当局を援助して、電子サービスデリバリー（ESD）のツールキッドの開発を進めてきた。本プロトコールは ESD ツールキッドの一部であり、I&DeA と Telford&Wrekin Partnership（TWP）との合同作業の賜物である。TWP は、1.3.4.にある地域機関型のグループである。そこには社会的に疎外されている家族が利用できるサービスの改良を目的とした協力システムを開発するために資金提供をおこなっている資金削減投資機構(ISB)がある。TWP は、情報共有プロトコールについて、様々なエージェンシーがこの目的での資源の共同出資を可能とする、必須条件とみなしてきた。

1.4.4.プロトコールを発展させるにあたり、TWP エージェンシーのより広範囲での情報共有の必要性が留意され、他のプロトコールの基本として使用されることが、可能な包括的な原則かつ手続きに組み込まれた。

1.4.5.情報共有に関して適用できる、支配的なプロトコールを作成するための、一般的な核となる材料を作り上げることが、今回の意図である。特別な適用のためのプロトコールも付属としてつけるが、そのようなプロトコールはすべて、基本線としての一般的な核となる手続きを取り入れるであろう。これらの個々のプロトコールは、それぞれの適用について、特別な取決めや責任、付加的な要請、サービスレベルの同意について述べている。一

般的な核となる材料があれば、新しいプロトコールを作成する時間の削減が期待できる。

１．５．文書のコントロール

文書の種類：　コンサルテーション案
バージョン：１
作者：Stuart Lynch
作成日：
効力を発する日：
見直した日：

２．目的

２．１．本プロトコールの目的

2.1.1. 添付書類Ａで述べる政府の要望に対応しつつ、機関が公共サービスを提供するための条件を満たせるよう、機関間での情報共有を安全に、かつ秘密を保持するための枠組みを提供すること。
2.1.2.本プロトコールの当事者である機関に属する者に対して、情報がなぜ共有されるかの理由と、どのように共有されるかを知らせること。

２．２．本文書

- 1.3.4.で詳細を述べた当事者間における情報交換を実施する原則について述べる
- これらの機関が、公共サービスを提供する責任を果たして、情報を共有することに同意した場合の、特定の目的について定義する
- プロトコールの当事者間における情報交換をサポートする役割と構造について述べる
- 法定の責任によって情報が開示されることを保障する手続きについて述べる
- 情報交換についての取決めについて述べる
- 交換情報の秘密が保持されるために必要な安全性を確保する手続きについて述べる
- プロトコールの条件を満たすために内部の取決めを行う機関の責任について述べる
- 本プロトコールの作成、モニター、見直しの仕方について述べる

３．一般原則

３．１．主たる法制度

3.1.1.個人を特定する情報（個人情報）の利用と保護についての主たる法律は、2000 年 3

月１日より**1998年データ保護法**（DPA）である。DPAは、故人に関する情報には適用されない。

3.1.2.DPAは、他人が所有する自分の個人データに関して個人の有する７つの権利を定めている。

- 主体のアクセス権
- 損害や苦痛をもたらす可能性のある処理を防止する権利
- 直接売買を目的とした処理を防止する権利
- 自動的な決断についての権利
- 本人が損害を受けた場合の補償請求権
- 不正確なデータの訂正・差止め・消去・破棄を求める権利
- DPA違反がないかどうかについて情報コミッショナー（Information Commissioner）の評価を要請する権利、

3.1.3.個人データの利用は、データ保護８原則の規定による。これは付録？？にリストを掲載する。

3.1.4. 第一の原則は、情報共有を考えるときに重要な原則のひとつである。データが収集されたときにデータの主体に告げられていない目的のために個人情報が使用される場合には、DPA別表の第２部の公正な手続きコードによって、目的（と他の情報）が求められる。公正な手続きコードは、付録？？で述べる。

3.1.5.DPAは、個人データを処理する全機関に対して、情報コミッショナーへの、処理に関する正式な告知を求めている。情報が共有される場合には、告知の中に使用されるデータの目的が記されていることが特に重要である。もし告知が不完全であれば、処理が開始される前に、適切な形で修正が提出されなければならない。

3.1.6.DPAの別表２は条件のリストであるが、個人データが公正に合法的に処理されるよりも前に、少なくても条件のひとつが満たされていなければならない。DPAは、微妙なデータについて次のように述べる。

- データの主体の人種的な意味での出自
- 政治的見解
- 信仰する宗教、あるいはそれに類する信条
- 所属する労働組合
- 身体あるいは精神的な健康状態
- 性生活

別表２と３の条件は付録の？？で述べる。

3.1.7.データが収集されたときの目的以外で情報が共有される場合には、データの主体には公正手続きコードに則って、情報が与えられなければならない。適宜本人の同意が求められる。

3.1.8.提案された情報開示についての同意が得られない場合には、別表２と３の条件にのみ

従えば、情報開示はできないであろう。しかし、それでも機関が情報公開できる場合もある。DPA29 条は、犯罪の防止や発見の目的、被疑者の逮捕や訴追の場合には情報開示を認めて、情報開示されなければそのようなことが起こりうるときも同様とする。情報が公共のためになる、あるいは情報開示が法の要請によるときも情報開示は許容される。秘密保持というコモンロー上の目的に鑑みて、同意が得られなくても、相対する公共の利益と、個人の秘密が保持される権利とが衡量されなければならない。犯罪防止も公共の利益のひとつとされる。1998 年人権法（HRA）の目的に則り、8 条の権利が考慮されなければならない。

3.1.9.データの主体は、作成時の関連のないすべての記録にアクセスする権利を有しているが、DPA 法 30 条によれば、健康、教育、社会活動のデータへのアクセスは制限されたり拒否されることがある。個人の集合データがあるとき、当事者側は適切にアクセスできる方法を取決めなくてはならない(手書きのデータについては2007年10月24日まではDPA法の観点から除外されることに注意しなくてはならない)。

3.1.10.DPA は、故人の情報へのアクセスを除けば、**1990 年健康情報アクセス法**（Access to Health Records Act=AHRA）に代わるものである。AHRA は本人の代理人やその他の者に故人の遺産請求を行うための故人の健康情報へのアクセス権を認めている。他の状況では、故人の健康記録に関する情報開示は、コモンロー上の秘密保持義務に従っている。

3.1.11.**1998 年犯罪および争乱法**（Crime and Disorder Act=CDA）は犯罪および争乱を減らすために導入された。地域での犯罪および争乱を減らすための作戦を立て、地域の関係当局が当局間の境界領域において地域の犯罪防止協力体制を開始することも含んでいる。CDA115 条は、警察や地域の関係当局や保護監察局、保健所（やそこで働く者）に対しては、そうしなければその権限がなく、必要で得策であり、本法の目的に沿う場合には、いかなる者も合法的に情報開示できるとしている。しかし、すべての機関情報開示の権限を認めているが、情報交換についての要件を課しておらず、情報開示に対する責任はデータを保有するエージェントにある。これは、供給者に第 2 のデータ保護原則の条件を免除するものではないということに留意すべきである。

3.1.12.**1996 年刑事手続きおよび捜査法**（Criminal Procedures and Investigations Act 1996=CPIA）は、捜査に関するすべての情報を耐久性のある形式で記録に残すよう要求している。情報は検察当局（CPS）に開示され、その代わりに起訴する場合には検察当局が適切な時期に弁護側に開示しなければならない。情報が微妙な問題にかかわるとき、CPS は裁判官や地裁判事に情報を公開するかどうかの判断を求めることができる。

3.1.13. 1988 年人権法（HRA）8 条 1 項は“すべての人は、個人の生活と家族の生活、家庭、通信について尊厳を有している”と規定されている。しかしこれは条件付の権利であり、たとえば関係当局がこれらの権利を無効にするか制限する特定の根拠がある場合などはその例である。そして、8 条 2 項は “法を遵守している場合、及び、国の安全や公共の安全、国の経済的な繁栄、犯罪や軽犯罪の防止、健康や道徳の保護、他人の権利と自由の

保護という観点からみて民主主義社会において必要である場合を除き、この権利の行使によって公共機関が干渉されない場合、”とする。

3.1.14.ある機関が人権宣言に反していると、HRA について訴えが起こされる場合、今後とるべき行動について当該機関が次のことについて示すことができるかどうかが重要となる。

- これらの権利を考慮に入れていた
- 行動するかどうかによって直接的にあるいは間接的に、違反があるかもしれない点をを考慮していた
- 違反の可能性があれば、侵害されたかもしれない特定の権利が、条件付の権利であるか、絶対的な権利であるか
- （もし条件付の権利であるなら）当該機関は下記に述べる方法で処理していたか

3.1.15.独立したセクターあるいは法定上のセクターで働くすべてのスタッフは、**秘密保持に関するコモンロー上の義務**に服さなければならないということを認識していなければならない。秘密保持の義務は、個人について特定可能な情報にのみ適用され、その情報に由来して集められた情報や、効率よく匿名化された情報には適用されない。匿名化された情報とは、たとえば、特定の個人と情報を結びつけられないものである。

3.1.16. 秘密保持の義務は、内密に提供された情報の利用についての法文上の要請がなければ、情報の主体がその目的について説明され、同意をした目的のためにのみ利用されることを求める。この義務は絶対的なものではないが、情報の所有者が（他人を害から保護するなどの）公共の利益に服すとして情報開示を正当化しうる場合にのみ権利は無効となる。法の下では、コモンロー上の義務が故人にも適用されるかどうか明確ではないが、保健省と医療従事者の倫理的基準の設定について責任を有している特定の団体は、ケースに該当するとしている。

3.1.17.強い公共の利益がなければ、内密に提供されて個人について特定可能な情報の利用は正当化されず、当該本人の同意が得られるべきである（故人については、同意は生前にされているだろう）。生きている人物について、情報が内密に提供されたかどうかについては、DPA 別表 2 と 3 を適用できる。

3.1.18.個人が同意を与えられないと判断されるとき（たとえば、精神疾患や意識不明など）、DPA の別表 2 と 3 の条件が満たされないければならない（処理については普通、本人に重要な利益が存在しなくてはならない）

3.1.19.現行法の下では、コモンロー上の条件を満たすために成人に代わって他の者が同意をすることができないが、治療に関する決定や情報開示がケアの責任を担う者によってなされる場合と、当該本人の最善の利益のためである場合には、一般的には許容される。

3.1.20.すべてのエージェンシーは、それぞれの**秘密保持に関するコードと基準**に服さなければならない。

3.1.21.この同意の当事者である NHS 機関は、秘密保持されなければならない情報の共有を考慮する場合には**Caldicott 原則**に服さなければならない。原則とは以下の通りである。

- 内密情報を使用する目的が正当化される
- 絶対的に必要であるときにのみ使用
- 必要最低限の使用
- アクセスは“知らなければならない”ことだけが根拠
- 自分の責任を理解する
- 法を理解し遵守する

3.1.22. **2000 年情報の自由に関する法**

3.1.23. **2000 年捜査機関規定に関する法**

3．2．_____内での情報共有に関する原則

サービスを改良し、_____の人たちをサポートするために、情報を共有する目的で、のエージェンシーは次の原則に従う。

3.2.1._____内の機関とエージェンシーは、複数のエージェンシーによるアプローチを進めるには、サービスの利用者、活動のレベル、資源のレベルと性質、及び問題の取扱いについてのアプローチについて情報交換しなければならないということを認識している。それゆえ、問題を取扱う複数のエージェンシーによるアプローチを採用すれば、法定上の責任に沿う形であってもそのような情報の共有を可能にすることが難しくなる。

3.2.2.NHS でない機関は、Caldicott 委員会が NHS 機関に課した条件を認識し、よって、NHS 機関からの情報の要請がこれらの条件に沿って処理されることを保障する。

3.2.3.情報は、情報の提供者がそのようにすべきであると考えるであろう正当な理由があれば、内密に提供される。(すべてではないが) 多くの場合、サービスの利用者からの情報の秘密は当然に保持されるのが一般的である。本プロトコールの当事者であるすべての機関は、この秘密保持義務を守り、法定の根拠があり情報開示の正当化理由が否定されるのでなければ、当該本人の同意がなければその情報を開示しない。パートナー機関のメンバーが情報の開示を要請する場合、全機関のスタッフは責任を重要視し、それぞれの機関が情報を不法に不適切に開示しよう保障する手続きを無視したりしない。

3.2.4.機関は情報を濫用しない。同意されたプロトコールの下で、プロトコールに書かれた特定の目的のためだけに、機関に対して情報開示される。他の機関のメンバーと特定の目的のために共有される情報は、その機関の一般的な利用について重要な情報とはみなされない。

3.2.5.機関・エージェンシーは、法定の義務に従って情報を共有しなければならない。そして、機関・エージェンシーは、1998 年データ保護法の原則が守られていることを保障し、かつエージェンシー間の情報共有を補強する手続きを実施する。また、特に、DPA2 条で“微妙な個人データ”と定義されている情報を共有するときには、特別な配慮が必要であ

ることを、機関・エージェンシーは認識している。そのような情報とは

- データの主体の人種的な意味での出自
- 政治的見解
- 信仰する宗教
- 所属する労働組合
- 身体あるいは精神疾患、
- 性生活
- 犯罪歴および被疑事実
- 犯罪に関する刑事訴訟手続きと、その結果の不起訴あるいは科された刑罰

個人に直接コンタクトをとる過程で、その個人についてこのようなカテゴリーに属する情報を得た機関は、他の機関に情報を開示するためには本人の明確な同意を得るようにする。もし当人が同意したくないあるいは同意ができないために、同意が得られない場合、法定上開示する根拠があり、DPA 法３条の残りの条件のひとつが満たされているときに限り情報が開示される。

3.2.6.機関・エージェントにコンタクトをとる個人は、自分についての記録されている情報をすべて知らされなければならない。自分に関する情報へのアクセスを制限する法定の根拠を機関が有している場合、どのような情報を機関が有していて、どの根拠がもとで本人はアクセスが制限されているかを知らされる。このほかの場合、本人には機関が有している情報にアクセスする機会と、情報の誤りについては訂正する機会が与えられる。同じように、個人についての意見が記録されていて、この意見は誤った情報をもとにしているとサービスの利用者が考えるときには、誤りを訂正する機会が与えられ、記録されている意見には同意できないと記録される。

3.2.7.専門家たちが、自分たちの提供した情報についてサービス利用者には秘密にしておくよう求める場合には、この要請の結果と決定理由について記録される。法定の根拠によってのみ決定される。

3.2.8.情報を開示する同意を求めるときに、個人は共有される情報と、利用される目的について知らされる。

3.2.9.共有されるにあたり同意が得られた目的について、情報が必要であることが明確である場合にのみ、個人情報は開示される。そのほかの目的のためであれば、個人の情報は匿名とされる。

3.2.10.個人情報を開示する場合には、専門家たちは、提供されている情報が事実であるか意見であるか、あるいは両方のコンビネーションであるかを明確にしなければならない。

3.2.11.故人に関する情報を開示するときには、注意深く配慮しなくてはならないし、必要であるなら、各人のケースごとに法的アドバイスが受けられる。

3.2.12.機関・エージェントは情報公開に関する不服申立手続きが効果的に能率よくおこなわれるようにしなくてはならない。また、サービスの利用者はこの手続きについての情報

を提供される。
3.2.13 関係のあるすべてのスタッフが、機関・エージェンシーとコンタクトをとる個人についての情報の秘密保持についての責任と、情報を共有する機関の責任について認識し、それら守るよう、機関は保障しなくてはならない。
3.2.14. 適用できる法と DPA の別表 2 と、別表 3 の微妙な情報に関して、同意がなく個人情報が開示されるという決定がよく考慮されること、手続は適切に行われなくてはならない、及びその決定はよく吟味され擁護されるということの 2 つを保障する手続きが実施される。関係するすべてのスタッフは、この手続きについて、よく訓練し、提供しなければならない。
3.2.15.DPA の別表 2 と微妙な情報に関する別表 3 によっても法定の根拠によっても正当化されない場合、故意であっても過失であっても、個人情報の開示については懲戒手続きに服することになることを、スタッフは知らなければならない。
3.2.16.情報が共有される必要があることについて同意がある場合、“知る必要がある”という根拠に限って情報が共有される。

4．情報が共有される目的
目的が掲げられる。

5．ジョイント手続き
5．1．6 章から 8 章では、____における情報共有に関するプロトコールに共通する複数のエージェンシーの手続きについて概観し、***それぞれのプロトコール***が特定しなくてはならない詳細な責任や取決めについて定義する。***それぞれのプロトコールは、***プロトコールで述べられる特別な適用の際の付加的な条件も含む**。**

6．個人情報の開示手続き
6．1．同意
6.1.1.エージェンシーが同意をした同意を得る手続きは、細心の注意を払った方法で行なわれる。
6.1.2.同意を求めるための一貫したアプローチを行うため、すべてのエージェンシーは基準の筋書きを用意し、また、可能であるときには、使用する資料をすべてエージェンシーに共通とする。
6.1.3.ある人の情報を共有するために、本人の同意を求めなければならないスタッフは、本人に対して問題を説明し、他のエージェンシーと個人の情報を共有する同意を求め、同意が得られない場合の結果を説明する訓練を受ける。手続きの訓練を受けたスタッフが同意を求める。各機関は訓練を受けたスタッフのリストを保有する。
6.1.4.同意はできる限り早い段階で求める。本人がそのときに説明を完全に理解できないか、

情報を得た上での判断を下せないという場合を除けば、当人との最初のコンタクトの場面である。関係するスタッフが、そのときに本人にこのような問題を告げることが本人の健康上有害であると専門家として判断する場合には、告げない理由を記録し、可能となる最初の機会にその仕事を終わらせるよう取決める。

6.1.5.告知した上で同意を得るということは、機関の責任である。つまり、どの情報が誰と何のために共有されるかを完全に理解しているときにのみ、同意が得られるということである。

6.1.6.サービスの利用者が説明を受けてから決断することができる場面では、同意を求めるスタッフは最初に、サービスの利用者に次のことを伝える。

- すべての人には、自分の情報について開示しない権利がある。
- DPA は、情報開示の同意は、説明を受けてから行われなければならないとしている。
- 情報を開示しない権利は、すべての関係機関で認められる。しかし、場合によっては、機関には個人への損害を防止したり、重要な利益を保護したりするための手段を講じる責任がある。特定の場面では、機関は、そのような責任があるので、同意がなくても情報を開示する法定の根拠となり得ると結論し、そのような権利を行使する。

6.1.7.それぞれのプロトコールは、機関が同意なしに情報開示権を行使する状況を特定する。

6.1.8.説明を受けて決断をする能力はないが、他の者が後見人として役割を果たす権限があり本人の代理として決断を下す場合、本人にもその状況を説明しなくてはならない。それぞれのプロトコールがサービスの利用者グループの代行判断者を特定する。

6.1.9.サービス利用者や後見人は、関連する方針と手続きの計画作成と進行を説明するために、他のエージェンシーとケースの情報を共有することを、知らされる。このようなことがあれば、個人の情報はどのような状況であっても開示されない。データは匿名化され、共有される。

6.1.10.サービスの利用者や後見人は、特定のシステムや記録について知らされなければならない。このシステムや記録は、その目的のために機関とコンタクトをとるという目的に沿うように継続され、またそれによって、利用者や後見人が他のエージェンシーに所属するスタッフに対してケースについての情報を伝える必要が出てくる。利用者や後見人はこれらの記録の目的と内容について、どのように保存され、誰がアクセスするかを知らされなければならない。

6.1.11.サービスの利用者や後見人は、サービスの利用者や公共の重要な利益を保護する目的以外や、6.1.10 で保護される特定の目的以外では、エージェンシーのもつ個人情報は、本人との直接的なかかわりの中で、同意なしで他のエージェンシーに開示されることはないと知らされなければならない。

6.1.12.個人情報を共有する同意について説明するために、すべてのエージェンシーが入手

する資料は、以下のことを説明する。

- DPA の下での、特に微妙な個人データに関する、個人の権利
- サービスの利用者が自分の記録にアクセスできる適切な手続きの詳細
- スタッフが、子どもの虐待か、虐待される危険があると疑ったときに、開始されなければならない手続きの詳細。この手続きはどの段階で誰と情報が共有されるか、どの情報が共有されその情報がどのように利用されるのかということの詳細を含む。
- 同意なしで情報が共有される状況の詳細とそれに続く手続き。
- 本人が不適切に情報が開示されたと考えた後の不服申立手続きの詳細。
- 提供する情報がどのように記録され、保存され、その情報を開示する相手であるエージェンシーは、どのくらいの時間保有されるのか、ということの詳細。
- 特別な情報開示についての同意が有効な期間についての詳細。

6.1.13.開示する同意の目的を保護するプロトコールのコピーはある時点で入手の必要がある。

6.1.14.資料はあらゆるフォーマットと言語で入手可能である。エージェンシーは、情報についてコミュニケーションをとる適切な手段へのアクセスを持ち、要請があれば手段は入手可能でなくてはならない。本人は与えられた資料を考えるのに十分は時間を与えられなければならない。当該本人、あるいは、本人が情報を与えられてから決断をすることができない場合には合法的な代理人が、アクセスするよう援助され、同意を求められるよりも前に事実を理解しているのは、疑う余地がない。

6.1.15.機関に直接コンタクトをしてきたときにストレスのかかる状況があれば、本人がその時点での権利を完全に理解するためには、そのような状況をなくすことが可能であるかもしれない。つまり、本人の権利と同意を求める条件について一般人に説明する作戦を立てるのである。

6．2．同意の記載

6.2.1.個人や後見人が個人情報の開示についての同意を与えたかどうか、もしあればその開示をどこまでに限定したいと考えているかについて、記録できる方法をエージェンシーは有している。そのようにする法定上の根拠がある場合か DPA 別表２の条件のひとつが満たされた場合には、この限定は認められない。微妙な問題については、DPA の別表３の条件のうちのひとつがなければならない。

6.2.2.個人は、コンタクトをとったエージェンシーが保有する情報すべてに関して次のことを説明される。

- どの機関と、情報が共有されるか、あるいは共有されないか。
- コンタクトをとった機関知っているどの情報が共有され、どの情報が秘密保持されるか

6.2.3.さらに、コンタクトをとった機関が保有する、(DPA の定義による)情報に関しては、個人は正確な目的を述べることができなくてはならない。他の機関に開示される情報について同意している目的である。
6.2.4.つまり、個人は自分について機関が何の情報を持っているかを理解するために、自分のファイルにアクセスできなくてはならないし、誤った情報を修正したり訂正したりする機会を与えられなくてはならない。
6.2.5.緊急事態や他に回す場合、現在の記録の詳細を調査したりその時点で修正したりすることは、現実的ではない。すべての機関には、サービスの利用者が（手書きとコンピューターの両方で）記録内容について常にすべて知らされていることと、間違いがあれば内容を訂正する機会があるということが、保障されている手続きが必要である。
6.2.6.個人や代理人が同意を与えた場合の結果について十分に知らされていない場合であれば、同意は求められないし与えたとみなされない。そのような情報を入手することができたということを、本人が確認することは同意書によって可能である。同意書は、それぞれの個人記録ファイルの中に保存し、ファイルには同意書が存在することを示す目印をつけておく。同意書のコピーは個人にも渡される。
6.2.7.個人が情報開示を制限する場合、同意書と記録に印をつけて、当人にかかわるスタッフのだれもが同意の限界について留意しなければならない。この限界がある情報は、アクセスをコントロールできる方法で保存する。同意の限界については、同意なしで開示をする決定の有無についても記録する。
6.2.8.個人情報を特定の目的で開示する同意については、暫定期間、同意が撤回されない限り、それぞれのプロトコールの中で特定された期間に限定される。同意をした日付、同意が無効となる日付、また該当する場合には同意が撤回された日付が記録されなければならない。同意の撤回や無効のあと、機関が同じ目的かあるいは他の目的で情報を開示したいと望むときには、同意は再度求められなければならない。

6．3．同意のチェック

6.3.1.同意に関する詳細が電子上に記録されるまでは、個人についての手書きの個人ケースファイルは、常に、個人情報が他のエージェンシーに開示される前にチェックされる。個人のケースファイルにアクセスしないスタッフが、情報を開示する前にケースホルダーをチェックしなければならない。
6.3.2.サービス利用者の個人情報の要請を受けた者は、要請に続いて提出された同意書が、機関のケースファイルにある以前の同意書と矛盾しないことをまず最初にチェックすることが重要である。情報が開示される前に矛盾点を解決し情報のアクセスをコントロールする責任者に連絡する。必要時には、法的なアドバイスが与えられる
6.3.3.DPA の定義による微妙な情報が開示されるときは、特殊な配慮がなされる。微妙な情報については、開示がケースにとって重要で、その目的のために開示する明確な同意が

ある場合にのみ、開示される。
6.3.4.サービス利用者個人についての情報が開示されるとき、この情報がどの程度最新のものであるか、事実であるか意見の表明であるか、また本人が正確であると認めているかどうかについて、機関は記さなければならない。
6.3.5.特別な捜査の場合（たとえば子どもの保護の場合）情報の意義は初期の段階では明確ではない場合、エージェンシーは個人について有しているすべての情報の共有を可能にする手続きを開始する、ということを認識すべきである。この場合、それぞれのプロトコールは、そのような取決めがなされていることを明確に述べ、知る必要がある人には情報のアクセスを制限する特別な取決めが始動することについて記す。
6.3.6.機関は、ファイルから生じる情報の開示について、情報にかかわる本人の同意の有無が十分に知らされる。何の情報が誰に開示されるか、開示されるデータの源、開示の日にちが正確に記録され、プロトコールはこのことについての責任者を特定しておかなければならない。

６．４．同意のない情報開示

6.4.1.同意なしで情報を伝えることは、個々のスタッフと機関を訴追の危険に追い込む。同意なしに情報を開示する法的根拠がない場合には、DPA の賠償命令あるいは HRA（8 条の権利）違反対する損害を招く危険がある。
6.4.2.同意のない個人情報の開示は、法定の根拠で正当化されるか、DPA の別表２の条件のひとつを満たさなければならない。さらに、同意のない微妙な情報の開示は、DPA 法別表３の条件のひとつを満たさなければならない。
6.4.3.すべてのエージェンシーは、そのような決定の責任を負う権限や知識を有する者を指名する。この権限は非常時に対応する場合には常に用いられる。
6.4.4 指名を受けた者には、同意なく情報開示する法定の根拠があるか、別表２の条件と、必要時には別表３の条件が満たされているかについて決定できるよう、明確に指導する。疑いがあるときには、指名を受けた法律家にケースを回してアドバイスを受ける。責任を有するスタッフが、誰にどのようにコンタクトをとって法的なアドバイスを受けるかの知識があることは、各機関の責任である。プロトコールの保護するサービス利用者グループに、誰が法的な専門家を教えるかは、それぞれのプロトコールに記載される。
6.4.5.情報が同意なく開示される場合、開示される情報についての詳細が記録される。開示の決定がされた理由、開示の権限を有する者、情報が開示される相手についてである。それぞれのプロトコールは、このことに関する責任者を特定する。
6.4.6.可能であればいつでも、個人の微妙な情報の受け取りについてのコンタクトは機関が決定する。このコンタクトは、情報は取決められた目的で知る必要がある者に限定すると、取決められた安全保障手続きを開始することに対して、責任を有する。それぞれのプロトコールは、プロトコールに絶対的に必要な目的で取決められたコンタクトについて述べる。